

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第九十四号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生
土地区画整理事業会計補正予算(第二号)
- 二 委員会付託月日 昭和五十六年九月十一日(第三回福生市議会定例会)
- 三 委員会開会月日 昭和五十六年九月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年九月十四日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十五号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予

算(第二号)

二 委員会付託月日 昭和五十六年九月十一日(第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十六年九月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年九月十四日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十六号 昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正
予算(第一号)

二 委員会付託月日 昭和五十六年九月十一日(第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十六年九月十四日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年九月十四日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

審査報告

議案審査報告書

- | | | | |
|----|---------|-------------|---------------|
| 一件 | 名 | 議案第百号 | 財産の取得について |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十六年九月十一日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十六年九月十六日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石川 慶一郎

福生市議会議長 末次 性男 殿

審査報告

陳情審査報告書

一件

名 陳情第三号 商業用裝飾灯建設改修等の補助金増額に関する陳

情書

二 委員会付託月日 昭和五十六年九月十一日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十六年九月十四日 午前九時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、次の意見を付して採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した。

（意見）

願意に沿うよう努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和五十六年九月十四日

建設委員会

委員長 高 水 惣 八

福生市議会議長 末 次 性 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第四号 行政区域変更に関する陳情書

二 付託年月日 昭和五十五年六月二十日（第二回福生市議会定例会）

三 理由 慎重に調査研究を要するため

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石川 慶一郎

福生市議会議長

末次 性 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第四号 福生市の義務教育の施設及び内容の充実に關する陳情書

二 付託年月日 昭和五十六年九月十一日（第三回福生市議会定例会）

三 理由 慎重に調査研究を要するため

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- | | | | | |
|---|-------|---|---------------|------------------|
| 一 | 件 | 名 | 陳情第五号 | 記帳義務法制化反対に関する陳情書 |
| 二 | 付託年月日 | | 昭和五十六年九月十一日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 理 | 由 | 慎重に調査研究を要するため | |

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石川 慶一郎

福生市議会議長

末次 性男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

- 一 件 名 陳情第六号 所得税、住民税の減税に関する陳情書
- 二 付託年月日 昭和五十六年九月十一日（第三回福生市議会定例会）
- 三 理 由 慎重に調査研究を要するため

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

一件 名 陳情第七号 郵便貯金問題に関する陳情書

二 付託年月日 昭和五十六年九月十一日（第三回福生市議会定例会）

三 理 由 慎重に調査研究を要するため

昭和五十六年九月十六日

総務委員会

委員長 石 川 慶一郎

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

日程第一により取り下げを承認された。